

## 雇用を奪う自動化に反対!

### ITF 港湾部会と公正慣行委員会

ITF (国際運輸労連) は、ハイブリッド形式(リモートリアルを併用)で、港湾部会と公正慣行委員会運営委員会(FPC/SG)を開催した。港湾部会(十一月十五・十六日)では、全国港湾として、自動化・機械化問題で「自動化に対し『雇用確保』の方針を貫くべきで、日本でもRTG遠隔操作化にその視点でたかかった」ことを報告し、これが部会の意思として確認され、ITFの基本方針として確認すると取りまとめられた。また、正常な労使関係を再構築する日本のたたかいを報告し、これを部会として支持し、公正慣行委員会(十一月十七・十八日)で採択され、声明として世界に発信されることになった(十一月号でも報告)。

【港湾部会】機械化・自動化で積極的な討論  
 国際港湾会社の横暴に組織化軸に対策進む

港湾部会は、コロナ禍によって世界の港湾労働者が危険・不安に晒されながら、物流の最前線に就き、港湾労働者の安全確保が随所で語られるものとなった。

同時に、コロナ禍によってサプライチェーンが寸断された結果、物流の在り方が問い直されることになり、とりわけ港湾労働者の役割が見直され正当な評価を受けるべきだとし、そのための取り組み強化が確認された。また、その原因を、交通運輸労働者、とりわけ港湾労働者や船員に責任があるのかのようなマスメディア



【全国港湾】「自動化には雇用確保を貫け」  
 各国港湾労組から賛同と連帯の共感の声

全国港湾は「RTG遠隔操作化のたたかいを紹介し、各国の争議を中心とした

メディアを通じて広がり、組合攻撃に発展していることを憂慮し、これらの原因は効率性・低コストを狙ってサプライチェーンの形成した多国企業戦略に「自動化」がもたらした結果である。また、ハッチソンやDPW、ICTSIなどの国際港湾会社が、引き続き世界の港湾でITF加盟の港湾労組への攻撃を強めていることは数多く報告された。

また、ハッチソンやDPW、ICTSIなどの国際港湾会社が、引き続き世界の港湾でITF加盟の港湾労組への攻撃を強めていることは数多く報告された。また、ハッチソンやDPW、ICTSIなどの国際港湾会社が、引き続き世界の港湾でITF加盟の港湾労組への攻撃を強めていることは数多く報告された。

また、ハッチソンやDPW、ICTSIなどの国際港湾会社が、引き続き世界の港湾でITF加盟の港湾労組への攻撃を強めていることは数多く報告された。

また、ハッチソンやDPW、ICTSIなどの国際港湾会社が、引き続き世界の港湾でITF加盟の港湾労組への攻撃を強めていることは数多く報告された。

また、ハッチソンやDPW、ICTSIなどの国際港湾会社が、引き続き世界の港湾でITF加盟の港湾労組への攻撃を強めていることは数多く報告された。

また、ハッチソンやDPW、ICTSIなどの国際港湾会社が、引き続き世界の港湾でITF加盟の港湾労組への攻撃を強めていることは数多く報告された。

また、ハッチソンやDPW、ICTSIなどの国際港湾会社が、引き続き世界の港湾でITF加盟の港湾労組への攻撃を強めていることは数多く報告された。

## 日本の産別交渉体制・産別労働協約交渉の再構築を目指す闘いを支援する声明

日本の港湾労働者は、長年にわたって築き上げてきた産別交渉体制・産別労働協約交渉を巡って、厳しい状況に直面し、全国港湾は粘り強くたたかいつづけている。

それは、2016年以来、産別交渉・産別労働協約の一方の当事者である日本港運協会(日港協)が「産別最低賃金制度の団体交渉等に応じることは独占禁止法に抵触する恐れを払拭できない」として産別最低賃金制度に係る団交を拒否しているからである。

全国港湾は、これを不当労働行為として東京都労働委員会に救済を求め、その結果、東京都労働委員会は、独禁法に抵触すると解されないとして「産別最賃制度の団体交渉に応じるよう」日港協に命令を発出した。しかし、日港協は、これを不服として中央労働委員会に「再審査」を請求している。

全国港湾は、「労働委員会の命令を拒否することは、社会的な責任と信用を不可欠とする産別交渉の当事者としてやるべきことではない」と厳しく批判しており、こうした日港協との産別労使関係は「異常」だと指摘し、正常な労使関係を再構築するたたかいを続けている。

そうした経緯から、日港協は、事態の打開への努力に向かう姿勢を見せ始めているとの報告を受けています。これは、全国港湾のたたかいが築いた成果の一面面ですが、「法的判断」にも関係しており、ある程度の時間を要すると見ざるを得ない。

EU裁判所は、「労使間の団体交渉において締結された協約は、EU運営条約101条(適用)の適用外」としている。アメリカでも、労働者のたたかいはあっても、「反トラスト法の適用外」が認められている。産業別労使交渉と労働協約が独占禁止法に抵触する恐れがあるというのは、今や過去の議論であり、国際的には決着済みの議論である。全国港湾のたたかいとその主張には、国際的な規範から見ても正義があると断じます。

産別団体交渉が独禁法に違反するという理論が日本で再来し、世界に広がるならば、世界でたたかう労働組合の産別交渉が成立しなくなり、労働組合の重要な機能である「交渉権」が奪われることになり、極めて憂慮すべきことである。

だからこそ、ITFは全国港湾のたたかいを、熱烈に支持し、あらゆる援助を惜しまない決意である。独禁法と労働組合活動に係る世界からの情報提供に限らず、必要ならば日港協に国際的圧力をかけていく用意もあることを表明する。

2021年11月18日

ITF (国際運輸労連) 港湾部会・公正慣行委員会運営委員会



【公正慣行委員会】港湾と船員の団結強化を再確認  
 FOC(便宜置籍船)キヤンペーンの強化とともに、ITF協約の見直し、そのわけ賃金レベルの改定についての交渉経過報告と結果の評価について議論が集中した。また、ラッシュを重視している。具体的には、人権(Sの分野)の角度から、GNT(ハッチソンやICTSI等の国際港湾資本)が組合潰しや雇

用確保を放棄していることなどを、投資家は関係者に告発し、関係者が投資に値しない会社、或は、こうした反社会的企業に投資すること自体が企業として許されないと、当該企業への圧力していく戦略である。

日本に置き換えると、組合の否定や労働者の人権を認めない企業は、世界的な基準としてみると「反社会的」であり、より健全な会社、公正な労使関係を築こうとする戦略ということになる。

【シャモ樽】使用者の残業代支払い義務は労働者が使用者の指揮命令に従って働いた時間(実労働時間)が、労働契約で決められた労働時間(所定労働時間)を超えたときに発生し、これが一日八時間もしくは週四十時間を超える場合には、割増賃金となる残業代の支払いとなる(労基法三十七条)▼使用者からの指示に従って業務を行ってれば、自宅であっても実労働時間となり、所定労働時間を超える場合は残業になり得る、残業代が発生する▼テレワークの場合、労働者が事業場に出勤しないことから、使用者が労働時間をどのように把握・管理するのが新しい問題となっている。そのため、労働者としても、①指示された仕事を終えるために残業が必要であること。②残業の見込み時間を伝えて使用者に了解を取り、その後、③残業によって作成された成果物を提出し、④残業終了の報告をメール等に行き、⑤労働時間をしっかりと記録し、残業の事実を使用者に認識させることが肝心となる▼本来、労働時間管理は使用者の義務なので、使用者に適切な労働時間管理と残業代の支払いを求めることが大切だが、コロナ禍で頭在化し手探り状態の問題もあるので、労働者側も自衛策を講じておくことが肝要だ。

【シャモ樽】使用者の残業代支払い義務は労働者が使用者の指揮命令に従って働いた時間(実労働時間)が、労働契約で決められた労働時間(所定労働時間)を超えたときに発生し、これが一日八時間もしくは週四十時間を超える場合には、割増賃金となる残業代の支払いとなる(労基法三十七条)▼使用者からの指示に従って業務を行ってれば、自宅であっても実労働時間となり、所定労働時間を超える場合は残業になり得る、残業代が発生する▼テレワークの場合、労働者が事業場に出勤しないことから、使用者が労働時間をどのように把握・管理するのが新しい問題となっている。そのため、労働者としても、①指示された仕事を終えるために残業が必要であること。②残業の見込み時間を伝えて使用者に了解を取り、その後、③残業によって作成された成果物を提出し、④残業終了の報告をメール等に行き、⑤労働時間をしっかりと記録し、残業の事実を使用者に認識させることが肝心となる▼本来、労働時間管理は使用者の義務なので、使用者に適切な労働時間管理と残業代の支払いを求めることが大切だが、コロナ禍で頭在化し手探り状態の問題もあるので、労働者側も自衛策を講じておくことが肝要だ。